

講演

港則法におけるLNGバンカー船の 停泊基準について (第124回月例会)

船舶の低・脱炭素化に向けてLNG燃料船の導入が進む中、LNGバンカー船（燃料供給船）が今後増えることが見込まれています。

LNGバンカー船が定係地の岸壁に停泊する場合には、「LNGバンカー船の周囲30メートル以上の範囲に物理的障壁によって立入禁止区域並びに火気使用制限区域を設定する」よう海上保安庁から指導されておりましたところ、今般、関係業界からの見直しの要望を受けて、安全性を低下させないことを前提に見直しの検討が行われ、令和7年12月に「一般人の出入状況などの岸壁環境を考慮の上、LNGバンカー船への部外者の接近・侵入防止のために必要と判断する範囲（方法は任意）」で足りるとする新たな基準が発表されました。

今回は、この「新たな基準」について、第五管区海上保安本部交通部から講師を迎えて講演していただきます。

■講師

第五管区海上保安本部交通部航行安全課 専門官 久内 和彦 氏

■開催日時

令和8年2月25日（水）15:00～16:00頃まで

■開催場所

神戸市中央区東町115番地 神戸市中央区文化センター 10階 1001-1002会議室



入場無料
(定員50名)

■主催

公益社団法人 神戸海難防止研究会（担当：渡川又は藤原）
電話 078 (332) 2035